

## 鹿屋体育大学国際交流センター規則

		[昭和60年7月3日]
		規則第14号]
改正	昭和61年3月19日	平成16年4月1日
	規則第9号	規則第42号
	昭和63年4月1日	平成19年3月22日
	規則第3号	規則第22号
	昭和63年11月22日	平成23年2月7日
	規則第14号	規則第7号
	平成元年7月19日	平成30年3月29日
	規則第2号	規則第22号
	平成4年5月21日	令和3年2月1日
	規則第8号	規則第11号
	平成15年3月31日	令和3年5月14日
	規則第16号	規則第33号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、留学生への支援、外国語に関する専門的教育及び研究を推進し、国際交流の進展に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

7 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

### (委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める国際交流推進委員会において審議する。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、国際・学術情報課において処理する。

附 則

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則 (昭61.3.19規則第9号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭63.4.1規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭63.11.22規則第14号)

- 1 この規則は、昭和63年11月22日から施行する。
- 2 この規則による改正後最初に任命される第4条第2項第5号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

附 則 (平元.7.19規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平4.5.21規則第8号)

この規則は、平成4年5月21日から施行する。

附 則 (平15.3.31規則第16号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16.4.1規則第42号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.22規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平23.2.7規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.29規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令3.2.1規則第11号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (令3.5.14規則第33号)

この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。